

《課題名》

顔センシング技術による個人識別の法医学的応用

《研究対象者》

2017年8月2日から2023年3月31日までに滋賀医科大学社会医学講座法医学部門において法医解剖を施行された方

研究協力をお願い

滋賀医科大学において上記課題名の研究を行います。この研究は、対象となる方の滋賀医大で既に保有している臨床情報（及び生体試料）を調査する研究であり、研究目的や研究方法は以下の通りです。情報等の使用について下記の通り公開いたします。対象となる方におかれましては、研究の主旨・方法をご理解いただきますようお願い申し上げます。

この研究への参加（試料・情報提供）を希望されない場合、あるいは、研究に関するご質問は下記の問い合わせ先へご連絡ください。

（1）研究の概要について

研究課題名：顔センシング技術による個人識別の法医学的応用

研究期間：2017年8月2日～2023年3月31日

研究機関・実施責任者： 滋賀医科大学 社会医学講座法医学部門 教授 一杉正仁

（2）研究の意義、目的について

《研究の意義、目的》

本研究の目的は、顔センシング技術による年齢推定が法医学的に応用可能であるのかの調査です。法医実務で顔認識技術が適用できれば、デジタル画像機器は大型災害時などにおける身元確認の一助となり得ます。当大学では全ての医学系研究の実施に先立ち、倫理委員会において医学的必要性、研究の倫理面、安全面、妥当性の観点から審査を受け、滋賀医科大学学長の承認を得ています。

（3）研究の方法について

《研究の方法》

デジタル機器による年齢性別推定の結果及び対象者の実年齢及び性別を収集します。

（4）個人情報の取扱いについて

《個人情報の取扱いに関する記載》

性別と実年齢を収集するのみですから、顔画像データは残りません。被験者を撮影した画像データを研究者は取得せず、年齢推定結果のみが得られます。したがって研究対象者を特定できるデータは残りません。

（5）研究成果の公表について

この研究成果は学会発表、学術雑誌およびデータベースなどで公表します。

（6）研究計画書等の入手又は閲覧

本研究の対象となる方は、希望される場合には、他の研究対象者等の個人情報及び知的財産の保護等に支障がない範囲内で本研究に関する研究計画書等の資料を入手・閲覧することができます。

(7) 利用又は提供の停止

研究対象者又はその代理人の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用（又は他の研究への提供を）停止することができます。停止を求められる場合には、(2023年3月31日までに) 下記(8)にご連絡ください。

(8) 問い合わせ等の連絡先

滋賀医科大学 社会医学講座法医学部門 教授 一杉正仁

住所：520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

電話番号：077-548-2111(代表)